

令和3年12月28日15時00分
資料配布 近畿地方整備局
滋賀国道事務所

国道8号 災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について

国道8号滋賀県長浜市木之本町(木之本交差点)～国道8号道の駅竜王かがみの里(滋賀県蒲生郡竜王町鏡)については、12月27日11時45分に災害対策基本法に基づく道路区間指定を行ったところですが、12月28日15時00分に当該道路区間指定を廃止しましたのでお知らせします。

記

路線名	廃止する区間
国道8号	滋賀県長浜市木之本町(木之本交差点)～道の駅竜王かがみの里(滋賀県蒲生郡竜王町鏡)

<取扱い> _____

<配布場所>
滋賀県政記者クラブ

<問合せ先>

近畿地方整備局 滋賀国道事務所 電話 077-523-1741(代)
副所長(管理) ^{ひがしおか}東岡 ^{まさき}正樹 (内線205)
管理第二課長 ^{みやもと}宮本 ^{あつし}厚 (内線441)

【位置図】 国道8号 災害対策基本法 廃止区間



国土交通省
滋賀国道事務所

